

※添付書類にマイナンバー（個人番号）の記載がある場合、申請者がマスクングのうえ、提出ください。

申請理由別添付書類一覧		該当する口にレ印をつける（記載の書類は必要最小限であり、後日追加する場合があります。）						添付書類	
申請対象者	申請理由	被扶養者へ申請する者の年齢	妻 ※任継継続・特例退職の場合は、(15)(16)は不要	夫	子 ※別居の場合は(14)要（但し、学生は不要）	同居の実（祖）父母・義父母	別居の実（祖）父母	その他の3親等以内の親族 ※孫・兄弟姉妹が別居の場合は(14)要 ※孫・兄弟姉妹以外は同居が必須	
入社時の申請	□ア.新規資格取得（月 日取得） により被扶養者とする。 ※任継・特退の場合は(1-①)必要 ※退社を伴う場合はエ欄参照	□ 60歳以上	(1-③)(2)(7又は8)		/	(1-②③④)(2)(6)(7又は8)	(1-③④)(2)(6)(7又は8)(14)	(1-③④)(2)(6)(7又は8)(9)	
		□ 18～60歳未満	(1-③)(2)(15)(16)		(1-②③)(2)(3)	(1-②③④)(2)(6)	(1-③④)(2)(6)(14)	(1-③④)(2)(3)(6)(9)	
		□ 18歳未満	(1-③)(2)(3)	/	(1-②③)(2)(3)	/	/	(1-③)(2)(3)(6)(9)	
家族状況の変化による申請	□イ.出産 ※配偶者が被扶養者である場合は(1-①②)不要 ※子のマ付バ-（個人番号）の記入が必要です。 マ付バ-が不明な場合は、確認方法を市区町村役場へ問い合わせ下さい。	/	/	/	(1-①②)(2)	/	/	/	
		□ウ.結婚に伴い配偶者を被扶養者とする ※退社を伴う場合はエ欄参照	□ 60歳以上	(1-①③)(2)(4)(7又は8)		/	/	/	/
		□ 60歳未満	(1-①③)(2)(4)(15)(16)		/	/	/	/	
	□エ.退職した家族を被扶養者とする ※被保険者の配偶者が被扶養者の場合は(1-①②)不要 ※60歳未満配偶者が退職した場合の添付書類(1-①)については、日本生命・グループ会社に在籍の方（任意継続・特例退職除く）は不要	受無給予定し	□ 60歳以上	(1-①)(2)(7又は8)(10又は11)		/	(1-①②④)(2)(7又は8)(10又は11)	(1-①④)(2)(7又は8)(10又は11)(14)	(1-①④)(2)(7又は8)(9)(10又は11)
			□ 60歳未満	(1-①)(2)(10又は11)(15)(16)		(1-①②)(2)(10又は11)	(1-①②④)(2)(10又は11)	(1-①④)(2)(10又は11)(14)	(1-①④)(2)(9)(10又は11)
		受給予定中	□ 60歳以上	(1-①)(2)(7又は8)(10又は12-①)		/	(1-①②④)(2)(7又は8)(10又は12-①)	(1-①④)(2)(7又は8)(10又は12-①)(14)	(1-①④)(2)(7又は8)(9)(10又は12-①)
			□ 60歳未満	(1-①)(2)(10又は12-①)(15)(16)		(1-①②)(2)(10又は12-①)	(1-①②④)(2)(10又は12-①)	(1-①④)(2)(10又は12-①)(14)	(1-①④)(2)(9)(10又は12-①)
		受給期間了	□ 60歳以上	(1-①)(2)(7又は8)(12-②)		/	(1-①②④)(2)(7又は8)(12-②)	(1-①④)(2)(7又は8)(12-②)(14)	(1-①④)(2)(7又は8)(9)(12-②)
			□ 60歳未満	(1-①)(2)(12-②)(15)(16)		(1-①②)(2)(12-②)	(1-①②④)(2)(12-②)	(1-①④)(2)(12-②)(14)	(1-①④)(2)(9)(12-②)
	雇用保険非加入	□ 60歳以上	(1-①)(2)(7又は8)(13)		/	(1-①②④)(2)(6)(7又は8)(13)	(1-①④)(2)(6)(7又は8)(13)(14)	(1-①④)(2)(6)(7又は8)(9)(13)	
□ 60歳未満		(1-①)(2)(13)(15)(16)		(1-①②)(2)(13)	(1-①②④)(2)(6)(13)	(1-①④)(2)(6)(13)(14)	(1-①④)(2)(6)(9)(13)		
□オ.離婚により子を被扶養者とする (離婚年月日 年 月 日) ※義務教育期間は(1-①③)(3)不要	/	/	/	(1-①③)(2)(3)(5)(6)	/	/	/		
□カ.配偶者の退職又は死亡により家族を被扶養者とする ※義務教育期間は(1-①③)(3)不要	□ 60歳以上	/		/	(1-①③④)(2)(6)(7又は8)	/	(1-①③④)(2)(6)(7又は8)(9)		
	□ 18～60歳未満	/		(1-①③)(2)(3)(6)	(1-①③④)(2)(6)	/	(1-①③④)(2)(3)(6)(9)		
	□ 18歳未満	/		(1-①③)(2)(3)(6)	/	/	(1-①③)(2)(3)(6)(9)		
□キ.その他【具体的な事情書を添付】 ※被保険者の配偶者が被扶養者の場合は(1-①②)不要 ※義務教育期間は(1-③)(3)不要 ※離婚の場合は(5)要	□ 60歳以上	(1-①③)(2)(6)(7又は8)		/	(1-①②③④)(2)(6)(7又は8)	(1-①③④)(2)(6)(7又は8)(14)	(1-①③④)(2)(6)(7又は8)(9)		
	□ 18～60歳未満	(1-①③)(2)(6)(15)(16)		(1-①②③)(2)(3)(6)	(1-①②③④)(2)(6)	(1-①③④)(2)(6)(14)	(1-①③④)(2)(3)(6)(9)		
	□ 18歳未満	(1-①③)(2)(3)(6)	/	(1-①②③)(2)(3)(6)	/	/	(1-①③)(2)(3)(6)(9)		

添付書類

(1) 収入証明書類
 ①被保険者分
 ②被保険者の配偶者分
 ③被扶養者に申請する者の分
※義務教育期間または学生で収入なしの場合は不要
 ④被扶養者に申請する者の配偶者分

<提出書類>
 ○営業職員・自営業者
 確定申告書（写）及び収支内訳書（写）
 ○給与所得者（社会保険適用あり）
 源泉徴収票（写）
 ○給与所得者（日給・時給制・社会保険適用なし）
 3ヵ月分の給与明細（写）又は時給・勤務日数等の分かる労働契約書（写）及び給与収入のみである旨の申立書（※）
（※）被扶養者として申請する場合
 ○年金収入
 年金振込通知書（写）と課税（非課税）証明書（原本）*
 ○その他（無職・無収入含む）
 課税（非課税）証明（原本）*
（*）市区町村役場で発行

(2) 住民票（原本）
 ・被保険者及び被扶養者に申請する者の属する世帯全員分
 ・発行日から3ヵ月以内
 ・本籍・マ付バ-（個人番号）印字不可
※記載がある場合は、黒く塗りつぶすこと
 ・その他項目省略不可
※被保険者と被扶養者に申請する者との続柄が確認できない場合は戸籍謄本等の公的証明書も必要

(3) 学生証（写）又は在学証明（原本）
・有効期限の分かるもの ※義務教育期間は不要

(4) 婚姻受理書等（原本）

(5) 離婚受理書等（原本）

(6) 現在加入の健康保険の資格情報のお知らせ、または資格確認書の写し（既に健康保険の資格を喪失している場合は、健康保険資格喪失証明書*（写））
※認定可能となった場合、国民健康保険以外は健康保険資格喪失証明書*（写）の提出が必要
 *公印押印のあるものが必要

(7) 最新の年金改定通知書（写）又は年金裁定通知書（写）

(8) 年金を受給していない理由書
 ・適宜、便箋に理由を記入

(9) どの様に扶養しているかの申告書
 ・適宜、便箋に具体的に記入

(10) 雇用保険被保険者離職票1・2（写）
 マ付バ-（個人番号）の記載がないもの

(11) 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）

(12) ①雇用保険受給資格者証 または受給資格通知（写）
 ・**受給終了の印がないもの**
 ②雇用保険受給資格者証（写）
 ・**受給終了の印があるもの**

(13) 退職及び雇用保険非加入の証明書（原本）
 ・退職した会社で発行されたもの

(14) 申請対象者への送金が確認出来る資料・振込の控え等
※1ヵ月の送金額は被扶養者の収入額かつ下記金額以上
 19歳以上23歳未満（配偶者を除く）62,500円・60歳以上は75,000円・それ以外は55,000円

(15) 国民年金第3号被保険者関係届
 ・申請対象者が20歳以上60歳未満の場合のみ必要

(16) 年金手帳（写）または基礎年金番号通知書（写）（被扶養配偶者分）
 ・申請対象者が20歳以上60歳未満の場合のみ必要

※添付書類にマイナンバー（個人番号）の記載がある場合、申請者がマスクングのうえ、提出ください。